

大阪府グリーン配送等の条件（契約書用）

（グリーン配送等）

第1条 乙は、物品の配送業務（乙以外の者に配送業務を委託する場合を含む。）に自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合は、大阪府グリーン配送適合車を使用しなければならない。

（検査）

第2条 乙は、検品の際、甲に対して、大阪府受付印を押した大阪府グリーン配送適合車届出書の写し（以下「大阪府グリーン配送適合車届出済証」という。）又は自動車検査証のいずれかを提示するとともに、使用車報告書を提出し、検査を受けなければならぬ（他の事業者に配送を委託する場合は、当該事業者に、検品の際、甲に対して、大阪府グリーン配送適合車届出済証又は自動車検査証を提示させるとともに、使用車報告書を提出させ、検査を受けさせなければならない。）。

ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、乙は、使用車報告書の提出を要しない（他の事業者に配送を委託する場合は、当該事業者に使用車報告書を提出させることを要しない。）。

- (1) 乙又は乙が配送を委託した事業者が、大阪府グリーン配送適合車届出済証を提示したとき。
- (2) 乙又は乙が配送を委託した事業者が、配送に大阪府グリーン配送適合車を使用していることを甲が確認したとき。

第3条 乙は、前条の規定による使用車に関する書面を提出した場合は、前条の検査に加え、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課長に自動車検査証等の書類を提示し又は提出し、検査を受けなければならぬ（委託した事業者が使用車に関する書面を提出した場合は、当該事業者に対して、検査を受けさせなければならない。）。

第4条 乙は、前2条の検査のほか、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課長から求められたとき、検査を受けなければならぬ（委託した事業者が配送した場合は、当該事業者に対して、検査を受けさせなければならない。）。

（誓約書の提出）

第5条 乙は、第1条の規定に違反したときは、今後、同条を遵守する旨の誓約書を甲へ提出しなければならない。

（定義）

第6条 車種規制非適合車とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年11月26日政令第365号）第4条各号に掲げる自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）第12条第1項で規定する窒素酸化物排出基準又は粒子状排出基準に適合しないもののをいう

2 大阪府グリーン配送適合車とは、次の各号のいずれかに該当する自動車をいう。

- (1) 大阪府生活環境の保全等に関する条例第42条に規定する低公害車
- (2) ガソリン自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）
- (3) LPG自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）
- (4) ディーゼル自動車（ただし、車種規制非適合車を除く）

3 大阪府グリーン配送適合車届出書とは、物品納入業者等（物品納入業者又は物品納入業者の委託を受けて配送を行う事業者をいう。）又は物品納入業者等となる可能性がある事業者が、配送に使用している大阪府グリーン配送適合車について、大阪府知事へ届け出るために提出する書類をいう。